

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 佐渡市水道事業会計

事業名	末端給水事業・簡易水道事業（水道事業）		
事業開始年月日	昭和31年12月15日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	佐渡市	職員数（H23. 4. 1現在）	20人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 （年度） 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除線上償還の対象とされた公営企業債のうち、線上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	131（21年度）	財政力指数	0.268（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	82.8（21年度）	実質公債費比率（%）	16.0（22年度）
		将来負担比率（%）	126.0（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成16年3月1日 合併前市町村：両津市・相川町・佐和田町・金井町・新穂村・畑野町・真野町] 水道会計システム及び上下水道料金システムを統一して本庁で一括処理し、公営企業経営の合理化を図る。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	佐渡市長 高野宏一郎
既存計画との関係	経営計画（平成21年度～30年度）
公表の方法等	佐渡市ホームページで公表するとともに、市議会の建設産業常任委員会に報告
基本方針	安全・安心な水道水の安定供給を行うため、適正な水道事業経営により、次世代に引き継ぐ継続性のある水道システムを目指す。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	119,397.5	76,633.9	333,514.4	529,545.7
	補償金免除額	21,804.9	18,911.0	47,997.8	88,713.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			(77,320.0)	(77,320.0)

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げることを。）
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	水道事業債	0.0	76,633.9	333,514.4	529,545.7
合 計 (A)		0.0	76,633.9	333,514.4	529,545.7
一般（再掲） ※上記のうち 地方債					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0.0	76,633.9	333,514.4	529,545.7

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
一般（再掲） ※上記のうち 地方債					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	水道事業債			77,320.0	77,320.0
				38,452.1	
合 計 (A)				77,320.0	77,320.0
一般（再掲） ※上記のうち 地方債					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				77,320.0	77,320.0

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合を「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>給水人口は減少の一途を辿り、節水意識の高揚、一向に景気拡大の実感が伴わない状況にあり、給水収益は減少傾向にある。一方で、各施設の老朽化に伴い修繕費は増加傾向にあり、浄水施設や老朽管の更新、配水管の布設替等の建設改良費の財源に占める企業債の割合が増加しているため、企業債残高は徐々に増加している。</p> <p>総務省の平成21年度水道事業経営指標による全国類似団体の経常収支比率の平均値が109.8%であるのに対し、佐渡市は101.7%とかなり低い数値となっている。これは水道使用料収入が減少しているのに対し、減価償却費、企業債利息は増加していることが主な原因である。</p> <p>また同指標の全国類似団体の資本費が89.4円であるのに対し、佐渡市は131.4円と高く、更に増加傾向にあることから、厳しい経営状況にあると判断される。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 741 608 1205">課 題 ①</td> <td data-bbox="608 741 1457 1205"> <p>水道料金の適正化</p> <p>総務省の平成21年度水道事業経営指標による全国類似団体の料金回収率については全国類似団体が99.6%であるのに対し、佐渡市は99.0%となっており、今後も供給単価の増加に比べ給水原価の増加が大きいことから、料金の値上げが必要である。</p> <p>企業債残高は、平成19年度末の8,127,869千円であったものが、平成22年度末には9,053,189千円に増加しており、経営の安全性、安定性の観点から資産維持費（資本報酬）を原価に見込んだ料金改定を行う必要があり、建設改良費の財源に占める自己資金の割合を高め、企業債残高を減少させていかなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1205 608 1599">課 題 ②</td> <td data-bbox="608 1205 1457 1599"> <p>給水コストの削減</p> <p>総務省の平成21年度水道事業経営指標による全国類似団体の給水原価は160.0円であるのに対し、佐渡市は224.7円となっており、水道施設が点在していることから、どうしても高くなってしまふ。</p> <p>また、同指標による有収率をみると、全国類似団体は83.8%、佐渡市は85.5%とほぼ平均的であるが、配水管の漏水や破裂事故が多発し、極端に低い地区があるため、老朽配水管の更新や施設の適正管理により有収率を向上させ、薬品費や動力費を削減する必要がある。</p> </td> </tr> </table>	課 題 ①	<p>水道料金の適正化</p> <p>総務省の平成21年度水道事業経営指標による全国類似団体の料金回収率については全国類似団体が99.6%であるのに対し、佐渡市は99.0%となっており、今後も供給単価の増加に比べ給水原価の増加が大きいことから、料金の値上げが必要である。</p> <p>企業債残高は、平成19年度末の8,127,869千円であったものが、平成22年度末には9,053,189千円に増加しており、経営の安全性、安定性の観点から資産維持費（資本報酬）を原価に見込んだ料金改定を行う必要があり、建設改良費の財源に占める自己資金の割合を高め、企業債残高を減少させていかなければならない。</p>	課 題 ②	<p>給水コストの削減</p> <p>総務省の平成21年度水道事業経営指標による全国類似団体の給水原価は160.0円であるのに対し、佐渡市は224.7円となっており、水道施設が点在していることから、どうしても高くなってしまふ。</p> <p>また、同指標による有収率をみると、全国類似団体は83.8%、佐渡市は85.5%とほぼ平均的であるが、配水管の漏水や破裂事故が多発し、極端に低い地区があるため、老朽配水管の更新や施設の適正管理により有収率を向上させ、薬品費や動力費を削減する必要がある。</p>
課 題 ①	<p>水道料金の適正化</p> <p>総務省の平成21年度水道事業経営指標による全国類似団体の料金回収率については全国類似団体が99.6%であるのに対し、佐渡市は99.0%となっており、今後も供給単価の増加に比べ給水原価の増加が大きいことから、料金の値上げが必要である。</p> <p>企業債残高は、平成19年度末の8,127,869千円であったものが、平成22年度末には9,053,189千円に増加しており、経営の安全性、安定性の観点から資産維持費（資本報酬）を原価に見込んだ料金改定を行う必要があり、建設改良費の財源に占める自己資金の割合を高め、企業債残高を減少させていかなければならない。</p>				
課 題 ②	<p>給水コストの削減</p> <p>総務省の平成21年度水道事業経営指標による全国類似団体の給水原価は160.0円であるのに対し、佐渡市は224.7円となっており、水道施設が点在していることから、どうしても高くなってしまふ。</p> <p>また、同指標による有収率をみると、全国類似団体は83.8%、佐渡市は85.5%とほぼ平均的であるが、配水管の漏水や破裂事故が多発し、極端に低い地区があるため、老朽配水管の更新や施設の適正管理により有収率を向上させ、薬品費や動力費を削減する必要がある。</p>				
留意事項					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		(計面前5年度)	(計面前4年度)	(計面前3年度)	(計面前々年度)	(計面前年度)	(計前初年度)		(計前第2年度)		(計前第3年度)		(計前第4年度)		(計前第5年度)		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(実績値)	(計画値)	(実績値)	(計画値)	(実績値)	(計画値)	(実績値)	(計画値)	(実績値)	(計画値)	
資 本 的 収 入 額	1. 企 業 債	610	1,014	826	538	655	1,088	1,289	553	603	558	413	439	439	420	420	
	2. 他 会 計 出 資 金	49	51	36	66	97	124	160	240	291	468	293	48	48	51	51	
	3. 他 会 計 補 助 金																
	4. 他 会 計 負 担 金																
	5. 他 会 計 借 入 金																
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金			162	162	236	196	288	230	210	376	200	200	200	200	200	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金																
	8. 工 事 負 担 金	199	239	170	127	62	106	130	37		39						
	9. そ の 他																
	計 (A)	858	1,304	1,194	893	1,050	1,514	1,867	1,060	1,104	1,441	906	687	687	671	671	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																	
純 計 (A)-(B) (C)	858	1,304	1,194	893	1,050	1,514	1,867	1,060	1,104	1,441	906	687	687	671	671		
資 本 的 支 出 額	1. 建 設 改 良 費	1,104	1,609	1,414	1,047	1,103	1,285	1,695	1,156	1,255	1,565	1,091	812	812	812	812	
	うち 職 員 給 与 費	13	14	14	14	14	21	22	21	22	20	22	22	22	22		
	2. 企 業 債 償 還 金	326	387	363	355	375	895	896	533	531	452	449	474	474	465	465	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金																
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金																
5. そ の 他																	
計 (D)	1,430	1,996	1,777	1,402	1,478	2,180	2,591	1,689	1,786	2,017	1,540	1,286	1,286	1,277	1,277		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	572	692	583	509	428	666	724	629	682	576	634	599	599	606	606		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	388	628	533	475	394	624	694	561	617	288	368	366	366	345	345	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	143							35	35	254	236	203	203	231	231	
	3. 繰 越 工 事 資 金																
	4. そ の 他	41	64	50	34	34	42	30	33	30	34	30	30	30	30	30	
計 (F)	572	692	583	509	428	666	724	629	682	576	634	599	599	606	606		
補 填 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)																	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)																	
企 業 債 現 在 高 (H)	7,366	8,128	8,591	8,774	9,053	10,843	11,078	10,897	11,150	11,003	11,114	10,968	11,079	10,923	11,034		

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		(計面前5年度)	(計面前4年度)	(計面前3年度)	(計面前々年度)	(計前年度)	(計前初年度)		(計前第2年度)		(計前第3年度)		(計前第4年度)		(計前第5年度)	
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	(実績値)	(計画値)	(実績値)	(計画値)	(実績値)	(計画値)	(実績値)	(計画値)	(実績値)	(計画値)
収 益 的 収 支 分		22	22	21	21	19	113	113	293	290	306	289	346	346	330	330
	うち 基 準 内 繰 入 金	22	19	18	18	16	34	35	32	31	30	33	31	31	30	30
資 本 的 収 支 分		49	51	36	66	97	124	160	240	291	468	293	48	48	51	51
	うち 基 準 内 繰 入 金	49	50	35	66	65	84	112	169	41	159	43	48	48	51	51
	うち 基 準 外 繰 入 金		1	1		32	40	48	71	250	309	250				
合 計		71	73	57	87	116	237	273	533	581	774	582	394	394	381	381

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度						
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)						
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)						
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
料金回収率※ (%)	99.7	98.4	100.4	99.0	99.4	94.0	96.1	95.0	95.0	92.7	90.8	90.8	91.3	91.3		
資本費 (円又は%)	118.0	121.1	126.8	131.4	132.0	145.5	148.6	151.7	164.9	156.4	170.1	175.1	175.1	180.2	180.2	
総収支比率(法適用) (%)	100.3	101.5	103.1	101.6	101.9	104.9	104.0	120.5	116.7	114.1	116.7	116.7	116.0	116.0		
経常収支比率(法適用) (%)	101.7	101.8	103.2	101.7	102.1	105.0	104.1	120.6	116.8	114.2	116.8	116.8	116.1	116.1		
営業収支比率(法適用) (%)	127.7	126.2	129.2	127.3	127.8	120.5	120.0	117.5	118.2	114.8	112.0	112.0	112.1	112.1		
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	2.1	2.0	2.0	2.0	1.8	8.8	8.8	19.6	19.2	19.4	19.4	22.7	22.7	22.2	22.2
	うち基準内繰入金 (%)	2.1	1.7	1.7	1.7	1.5	2.7	2.7	2.1	2.1	2.2	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	6.2	6.1	17.5	17.1	17.2	17.2	20.7	20.7	20.2	20.2
	資本的収入分 (%)	5.7	3.9	3.0	7.4	9.2	8.2	8.6	22.6	26.4	32.3	32.3	7.0	7.0	7.6	7.6
	うち基準内繰入金 (%)	5.7	3.8	2.9	7.4	6.2	5.5	6.0	15.9	3.7	4.7	4.7	7.0	7.0	7.6	7.6
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.1	0.1	0.0	3.0	2.6	2.6	6.7	22.7	27.6	27.6	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>・佐渡市の水道料金は口径別料金体系であり、10㎡までの基本料金と11㎡以上の超過料金から算定される。平成19年度の料金改定は、合併前市町村の料金統一を主題とし、基本料金を安い地区並みの1,500円に抑え、超過料金を平成23年度までに累積赤字が発生しない程度の1㎡あたり248円にしたという経緯があり、他の水道事業と比較しても、超過料金に比べ基本料金が安い料金設定になっており、固定的経費をまかなうべき基本料金の割合が低いと考える。</p> <p>・平成23年9月(10月請求分)の料金改定では、基本料金を300円値上げすることで、合併前市町村の高い地区並みにし、料金収入の安定確保を目指すものである。</p> <p>・佐渡市では99.5%を超える水道普及率を達成しているため、新規給水申込により給水人口が増えることはあまりないが、佐渡市将来ビジョンの人口推計では毎年2%弱も減少していく見込みのため、それに比例して有収水量も減少していくものとする。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>・平成23年度に料金改定を行うが、佐渡市の水道料金は新潟県内でもすでに高い水準にあり、大幅な値上げを行うことは市民の理解を得難いため、市の施策として一般会計からの基準外繰入金により料金収入不足を補てんする。</p> <p>・経常収支比率の低さから判断できるように、現在は累積赤字が発生しない程度の最低限の料金設定なので、経営の安全性、安定性の観点から資産維持費(資本報酬)を原価に見込んだ料金を試算し、その金額と平成23年度に実施する料金改定との差額を、基準外繰入金として要求する。</p> <p>・佐渡市将来ビジョンの財務計画においては、公営企業への一般会計繰出金を徐々に減額していくよう見込んでいる。しかし、将来的に全ての簡易水道事業を上水道事業に統合していく計画であることから、将来ビジョンで見込んでいる簡易水道事業を含めた水道事業への一般会計繰出金の総額を目安として調整を図る。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>・各浄水施設が老朽化しているため、アセットマネジメントの手法を導入し計画的に改修していかなければならないが、将来的な水需要の動向を見極め、施設統合等を十分に検討する。</p> <p>・遊休資産はないため、売却等による収入は見込めない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるよう記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市定員適正化計画に基づいて定員管理を実施し、平成19年4月1日に25人であった水道事業会計の職員を、平成23年4月1日には20人まで減員している。 ・市全体では平成22年4月1日の1,097人を平成27年4月1日には796人にする計画であるので、水道事業会計においても更なる職員削減に努めていく。
○ 給与のあり方	②	<ul style="list-style-type: none"> ・国の公務員制度改革の動向を踏まえ、能力・職責・勤務成績を反映し、給与水準の適正化に努めている。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として人事院勧告に準拠しており、市独自の手当等は支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・給与は人事院勧告に従うこととしているが、職員数については佐渡市定員適正化計画に基づき削減に努めており、取り組み方針を平成20年3月に市ホームページで公表済みである。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度及び20年度においては、退職時の勤続年数が25年以上で、かつ年齢が55歳以上59歳6月未満の者に対し、退職手当の算定給料に残年数に応じた優遇措置を行い、早期退職を促進した。 ・平成21年度及び22年度においては、上記優遇措置を継続したうえ、退職時の勤続年数が20～25年で、かつ年齢が40～54歳以下の者に対し、対象年度の1月1日に昇格・昇給を行う優遇措置を設け早期退職を促進した。 ・これらの退職時における優遇措置は、平成22年度を最終年度として廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併以来、職員互助会組織は無いため、補助金等は支出していない。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の浄水場において宿日直、汚泥搬出運搬、ろ過池等清掃、点検管理の各種業務を委託し、経費削減を図っている。 ・今後は、事務事業の見直しを行い、まだ管理業務委託を行っていない浄水場においても実施可能か検討していく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業は、安全性や継続性の面から、指定管理者制度や民間への全部業務委託には十分な検討が必要である。特に佐渡市は離島であることから、広域化や専門業者の介入が困難な状況にある。 ・今後は、浄水場における部分的な管理業務委託を推進することで、経費削減に努めていく。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に料金改定を行ったが、合併前市町村の料金統一を主題としたため、平成23年度までに累積赤字が発生しない程度の最低限の値上げにとどめた。 ・平成23年9月（10月請求分）の料金改定においては、本来、経営の安全性、安定性の観点から資産維持費（資本報酬）を原価に見込んだ料金設定にしたいが、そうすると大幅な値上げになってしまうため、一般会計から高料金対策を目的とした基準外繰入金をもたらすことで調整している。 ・今後も能率的な経営に努めたうえで、収支計画を策定し段階的に値上げを検討していく。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	①・②	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の経営健全化に資するため、水道料金の徴収率の向上を佐渡市行政改革マニフェストに掲げ、佐渡市ホームページに掲載している。 ・財務状況については、佐渡市広報に毎年の決算状況を掲載するとともに、佐渡市水道ビジョンを平成21年3月にホームページにおいて公表している。
○ 行政評価の導入	①・②	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市では、平成18年度から事務事業評価と施策評価を実施している。事務事業の整理、事業目的の体系化を行い、その有効性、効率性、必要性を成果指標等により点検し、コスト低減や政策の質的向上を図っている。 ・今後も事務事業評価と施策評価を継続して実施し、第三者からの評価により、適正な運営に努めていく。
4 その他	②	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度中に水道会計システムを統一し、平成18年度中には上下水道料金システムを統一することで、経費の削減と事務処理の効率化を図った。 ・上下水道料金システムについては、簡易水道及び下水道の特別会計と協定書を締結し、3分の1ずつ負担することとなり、水道事業会計の負担軽減につながった。 ・配水管の漏水や破裂事故が多発し、極端に低い地区があるため、老朽配水管の更新や施設の適正管理により有収率を向上させ、薬品費や動力費の削減を図る。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>佐渡市定員適正化計画に基づき職員数の削減を行っており、平成19年度の25人から平成23年度には20人まで減員されているが、今後も適正化を推進し更なる減員に努める。</p> <p>また、事務事業の見直しを行い積極的な民間業務委託を推進するとともに、施設の適正管理を行い有収率を向上させることで、経常経費の削減を図る。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>合併前市町村ごとに異なった水道会計システム及び上下水道料金システムを統一することで、事務効率化と経費削減を図った。</p> <p>収益的収支においては、かろうじて純利益が発生しているが、水道施設の老朽化に伴う建設改良費の財源に占める企業債の割合が高いため、起債残高が増加している状況である。平成23年9月（10月請求分）から料金改定を行い、自己資金の割合を高めることで、水道事業債の借入れを抑えていく必要がある。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>経営の安全性、安定性の観点から資産維持費（資本報酬）を原価に見込んだ料金設定にしたいが、大幅な値上げとなるため、実施が困難な状況である。そのため、平成23年度9月から水道料金の改定を行うとともに、市の施策として高料金対策として基準外の一般会計繰出金をもらい、料金収入不足を補てんする。</p> <p>今後は収支計画の策定により定期的な水道料金の値上げを検討し、基準外繰出金を減らしていくよう努める。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)		平成24年度 (計画第2年度)		平成25年度 (計画第3年度)		平成26年度 (計画第4年度)		平成27年度 (計画第5年度)	
						決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画
給水人口 (千人)	41	42	41	40	40	46	45	45	45	44	44	43	43	42	42
年間総有収水量 (千㎡)	4,745	4,731	4,631	4,570	4,573	5,005	4,992	4,981	4,905	4,827	4,817	4,730	4,730	4,643	4,643
公称施設能力 (㎡/日)	29,609	29,609	29,609	29,609	29,609	32,646	32,646	32,646	32,646	32,646	32,646	32,646	32,646	32,646	32,646
1日最大配水量 (㎡/日)	23,563	21,552	21,443	19,174	20,897	22,585	22,868	20,661	22,468	21,407	22,068	21,668	21,668	21,268	21,268
最大稼働率 (%)	79.6	72.8	72.4	64.8	70.6	69.2	70.0	63.3	68.8	65.6	67.6	66.4	66.4	65.1	65.1
供給単価 (円/㎡)	213.0	217.0	221.9	222.5	222.4	228.9	231.6	236.3	244.3	237.1	244.3	244.2	244.2	244.3	244.3
給水原価 (円/㎡)	213.8	220.6	221.1	224.7	227.1	243.5	241.0	248.7	257.2	264.3	263.7	269.1	269.1	275.7	275.7

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成28年度を最終目標として、佐渡市を一つの上水道事業に統合するとともに、水道料金も統一する計画で進んでいる。
事業統合については、まず第1段階として、上水道地区に隣接していた5つの簡易水道事業を平成23年度から法適化し、水道事業会計で運営することとしている。
水道料金については、平成19年度から20年度にかけて上水道事業と一部の簡易水道事業を統一し、平成23年度にはさらに統一地区を広げ、佐渡市の約95%が統一される。